

平成 2 6 年度に実施する主な取り組みについて

1 平成 2 6 年度に実施する主な取り組み (新)は新規、(拡)は拡充、下線は重点的に実施する取り組み

基本方針 1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。

計画事業名	主な取り組み
1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	(拡)「ちばルール」協定の拡充 (拡)協定店と連携した啓発の強化 ○ ごみの減量や再資源化に貢献したちばルール協定店に対する優良店表彰
2 国及び他自治体との連携	○ 九都県市廃棄物問題検討委員会 減量化・再資源化部会での 3 R 普及促進事業 ○ 災害時における相互支援・広域連携
3 3 R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	(新)ちばエコレシピブック制作 (新)中学校生徒会と連携した雑がみ分別・収集 (拡)市民説明会「今すぐ実践！ごみ減量講習会」の充実 (拡)市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の育成及び「ちばくりん」によるイベントの企画・運営 (拡)許可業者との連携による事業所への情報提供 (拡)「ちばくりん」との連携による未就学児(5～6 歳児)啓発「へらそうくんルーム」 (拡)住宅管理会社との連携による单身者向け啓発 ○ 小学生によるごみ出しチェック隊「へらソーズ」 ○ ごみ分別スクール ○ ごみ減量広報紙の作成及び配布 ○ 環境教育教材の作成及び配布 ○ 中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進 ○ ごみ処理経費などの情報発信
4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進	(新)資源循環型公民館の創出（生ごみ循環利用） (拡)段ボールコンポスト製作講習会（H25：15 回 → H26：20 回） (拡)エコレシピ講習会 (拡)生ごみ減量機器購入費の助成（補助上限額等の引上げ） ○ 生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣 ○ 剪定枝等の循環システムの構築の検討 ○ 剪定枝チップ機の貸出
5 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進	○ リサイクル情報コーナーにおける不用品交換情報の提供等 ○ リユース食器に関する情報の提供
6 料金の見直しによるごみの排出抑制	(新)家庭ごみ手数料徴収制度実施後の効果検証（排出量の推移、資源化率、不法投棄・不適正排出等の状況検証） ○ 家庭ごみ手数料徴収制度実施に伴い、処理施設への搬入手数料を適宜見直していくため、周辺市町村の動向を把握
7 ごみ出し支援サービスの実施	○ 支援団体の募集及び事業の実施
8 環境美化の推進・不法投棄の防止	(拡)監視カメラ等の貸与（監視カメラの増台 H25：12 台 → H26：24 台） ○ 不法投棄等防止監視業務の民間委託 ○ 美しい街づくり活動団体の支援（支援団体数 1,000 件） ○ 不法投棄防止看板・ステーション看板の配布 ○ 不法投棄防止月間（6、12 月）に市政だよりへ特集記事の掲載及び立看板の設置 ○ 「路上喫煙等ポイ捨て防止」に関する街頭キャンペーン（10 回） ○ ごみステーション美化活動等に関する表彰
9 C-EMS による市庁舎等における率先した 3 R の推進	(拡)環境マネジメントシステムを指定管理者施設へ拡大検討 ○ C-EMS 適用施設による省エネ行動の実施と温室効果ガスの排出削減の実現 ○ 適用施設における廃棄物排出削減等の継続

基本方針 2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。

計画事業名	主な取り組み
1 0 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	(新)廃食油回収リサイクル (新)中学校生徒会と連携した雑がみ分別・収集(再掲) (新)資源循環型公民館の創出（生ごみ循環利用）(再掲) (拡)雑がみ分別ボックスの事業所への配布による再資源化の促進 (拡)許可業者との連携による事業所への情報提供(再掲) ○ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用 ○ 中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進（再掲）
1 1 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進	(新)廃食油回収リサイクル(再掲) (新)中学校生徒会と連携した雑がみ分別・収集（再掲） (新)資源循環型公民館の創出（生ごみ循環利用）(再掲) (拡)市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の育成及び「ちばくりん」によるイベントの企画・運営(再掲) ○ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用（再掲） ○ 業界団体や商工会等の組織団体に対する情報提供
1 2 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	(拡)不適正排出ごみに対する指導の強化（不適正排出ごみ指導対象に専用ステーションを加える） (拡)外国語版の保存版ガイドブックを作成し、市民課・市民センター、市内大学などで配架 ○ ごみ分別排出指導 ○ 資源物等の持ち去り対策 ○ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用（再掲） ○ ごみステーション美化活動等に関する表彰（再掲）
1 3 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進	(新)回収量の拡充及び回収活動の促進のための新たなキャンペーンの実施 (拡)資源回収団体への表彰制度の改正（活動の顕著な団体の表彰 20 団体） ○ 資源回収奨励補助金の交付及び保管庫等用具の貸与 ○ 集団回収の実施 ○ 古紙回収庫（市内 20 か所）での古紙回収
1 4 プラスチック製容器包装の再資源化の推進	○ 容器包装リサイクル法改正の動向を把握するとともに、回収方法・回収量、費用対効果等から実施を検討
1 5 剪定枝等の再資源化の推進	○ 剪定枝等の循環システムの構築の検討（再掲）
1 6 生ごみの再資源化の推進	○ 生ごみ分別収集特別地区事業 ・対象 4 地区 2,760 世帯 ・収集量 H25：237t →H26：300 t ○ 食品関連事業者等に対する登録再生事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進
1 7 さらなる資源化品目の検討・推進施策	(拡)使用済小型家電の回収及び回収拠点の拡大検討
1 8 事業所ごみの排出管理・指導の徹底	(拡)減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化 ・立入調査予定件数 200 件 対象予定施設数 492 件 (拡)許可業者との連携による事業所への情報提供(再掲) ○ 事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」への掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みの P R ○ ごみの分別・排出ルールを遵守していない事業者に対しての指導 ○ 搬入物検査と連動した排出事業所への指導 ○ 新規開業事業者へ「事業所ごみの処理方法」のリーフレットの送付
1 9 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	(拡)搬入物検査の強化

基本方針３ 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。

計画事業名	主な取り組み
2 0 収集運搬体制の合理化	(拡)粗大ごみ収集業務の委託化（若葉区・緑区） ○ 低公害車の導入の奨励 ○ GPS データによる、より効率的なごみステーション回収経路の検証
2 1 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築	○ 民間施設を活用した生ごみの処理 生ごみ分別収集特別地区事業により収集した生ごみを、ガス化溶融施設及びメタン発酵ガス化施設でバイオガス化 処分量 H25：237 t → H26：300t
2 2 焼却残渣の再生利用の推進	○ 民間活用による資源化の推進（年間処理委託予定量：2,000 t） ○ スtockヤードを活用した溶融スラグの全量利用の促進
2 3 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進	○ 焼却施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 ・新港清掃工場における長期責任型運営維持管理 ・北清掃工場における長期責任型運営維持管理
2 4 最終処分場の適正管理	○ 最終処分場における長期責任型運営維持管理委託事業の継続 ○ 法令等に基づく適正な埋立処分（即日覆土、中間覆土等） ○ 処分場から発生する浸出水の適正処理及び排水基準の順守（水質検査1回以上／月） ○ 処分場周縁地下水（観測井11本）の水質監視（水質検査1回／月） ○ 処分場周辺の家庭用飲用井戸の水質検査（調査予定地点480本／年） ○ 測量実施による埋立残余量の把握（1回／年） ○ ダイオキシン類調査（汚水処理場→浸出水1回／年、放流水2回／年、観測井2か所→1回／年、処分場土壌1か所→1回／年）
2 5 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進	(新)一般廃棄物処理施設整備計画の決定 ○ 次期清掃工場の整備内容の検討 ○ 最終処分場の再生・延命化に向けた検討 ○ 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討
2 6 新たな資源化システムの検討	○ 安定的な処理を実現するための民間施設を含めた総合的なごみ処理システムの検討 ○ エネルギー利用の強化に向けたごみ処理システムの検討
2 7 適正処理困難物等の処理推進	○ 適正処理困難物の処理促進についての検討及び促進